

## 枚方市空家等対策協議会の役割について

### 協議会の役割

#### ○法による規定（法第 7 条）

市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

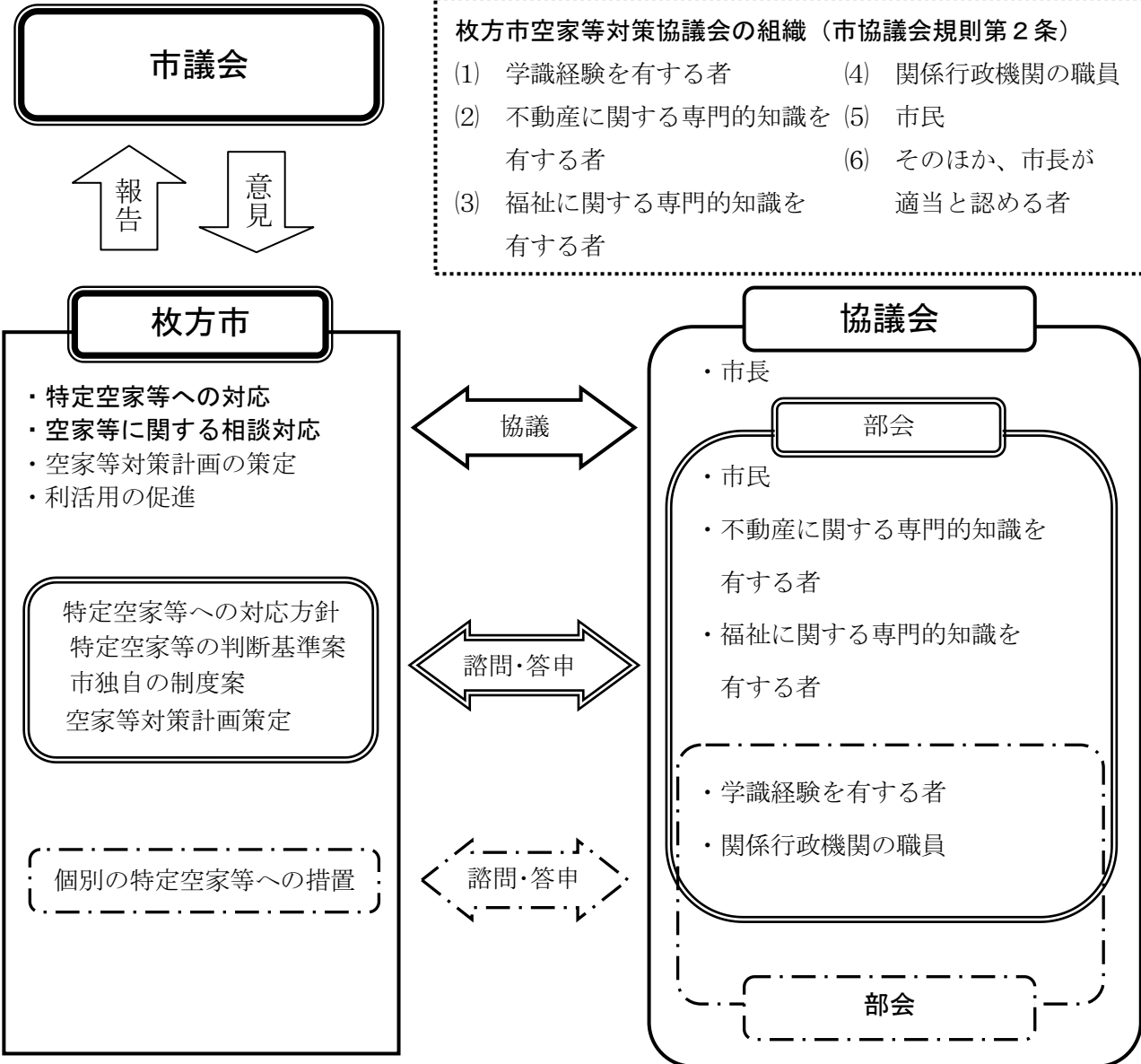
#### ○国の基本指針

- ・特定空家等か否かの判断に関する協議
- ・空家等、特定空家等への立入調査の方針に関する協議
- ・特定空家等に対する措置の方針に関する協議

#### ○枚方市空家等対策協議会条例（第 3 条）

協議会は、次に掲げる事項を協議するほか、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、及び答申する。

- (1) 特定空家等に関する対策に関すること。
- (2) 個別の特定空家等への対処に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。



### 枚方市空家等対策協議会の組織（市協議会規則第 2 条）

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 不動産に関する専門的知識を有する者
- (3) 福祉に関する専門的知識を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市民
- (6) そのほか、市長が適当と認める者